

## <マイナンバーの確認と身元確認について>

マル障の申請を受け付ける際には、マイナンバー法の規定により、申請者ご本人の「マイナンバーの確認」と「身元確認（代理申請の場合は代理人の方の身元確認も含む）」が義務付けられています。申請時には、下記書類の提出をお願い致します。

- ★ 本人が申請する場合・・・①・②の書類
- ★ 代理人が申請する場合・・・①・②・③の書類

### ① 対象者本人のマイナンバーを確認できる書類（いずれか1点）

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード（記載事項と住民登録の内容が一致するものに限る。）
- ・マイナンバーが記載された「住民票の写し」もしくは「住民票記載事項証明書」

※ 申請者ご本人が20才未満であって、ご本人が医療保険の世帯主又は被保険者ではない場合は、ご本人と医療保険の世帯主又は被保険者の方の両方のマイナンバーが必要となります。

### ② 身元を確認できる書類（ア）または（イ）の中からご提示ください。

（ア）下記の中からいずれか1点

- ・マイナンバーカード
- ・（身体・精神）障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・運転免許証（経歴証明書でも可）
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・官公庁から発行された写真付き証明書
- など

（イ）下記の中からいずれか2点

- ・健康保険証（有効期限内の証）
  - ・資格確認書
  - ・介護保険証
  - ・年金手帳
  - ・児童扶養手当証書
  - ・特別児童扶養手当証書
  - ・その他官公署が発行した書類で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの など
- ※「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」・「マイナポータルの保険資格情報」は不可

### ③ 代理人の方が申請手続きを行う場合の書類

- ◆法定代理人：戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることの証する書類、その他官公署が発行した書類であって代理権が確認できるもの（資格確認書など）
- ◆任意代理人：委任状（マイナンバー用同意書の下段）  
施設入所者は施設入所者用の委任状